

「課税情報等」の確認に係る同意書  
(児童手当・特例給付)

児童手当又は児童手当法に定める特例給付の認定請求及び認定後の現況時等、必要に応じて受給資格の確認のため、所得の状況及び住所等を、公簿（市民税の課税台帳や住民基本台帳等）により、神戸市において確認することに同意します。また、公簿で確認できない場合は関係書類を提出します。

平成 年 月 日

神戸市 区福祉事務所長 宛

住所

認定請求者氏名

印

請求者と生計を同じくする

配偶者氏名

印

〈ご提出にあたっての注意事項〉

1. 父母双方に一定の収入がある場合は、双方の所得状況の確認が必要です。配偶者の同意が得られず、当該配偶者の所得が確認できない場合は、受給資格者（「生計を維持する程度の高い者」）の判断が出来ないため、認定請求者の配偶者所得が確認できる市民税の所得証明書（必ず所得額と扶養親族等の人数がわかる証明）を取得の上、提出をお願いします。提出があるまで児童手当の認定が保留となりますのでご注意ください。
2. 所得証明書は原則として、その年の1月1日時点の住所地の市町村で課税されることになっていますので、同意書を提出いただいた場合でも前住所地等で課税されている場合は、所得証明書（必ず所得額と扶養親族等の人数がわかる証明）の提出をお願いします。配偶者の方についても、認定請求者の控除対象配偶者でない場合は必要になります。